

佐賀県高等学校体育連盟表彰規程

昭和52年 4月 1日改正	平成13年 4月 1日改正
昭和55年12月19日改正	平成23年12月 6日改正
昭和56年12月18日改正	平成24年 5月18日改正
平成 7年 4月 1日改正	平成27年 5月19日改正
	平成29年 3月17日改正
	平成30年 3月16日改正

第 1 条 この規程は、佐賀県高等学校体育連盟（以下県高体連）内規第 14 条にもとづき、表彰に関する必要な事項を定める。

第 2 条 この規程は、本連盟規約に定める専門部に属する団体（チーム）又は個人及び役員（本連盟規約第 7 条による役員と専門部規程第 4 条による役員）に対し表彰を行い、本県高体連への功績に対し感謝の意を表し、本県高等学校体育・スポーツの振興に資することを目的とする。

第 3 条 表彰の種別は次のとおりとする。

(1) スポーツ優秀賞

基準は以下のとおりとし、学業、品性等この表彰に値すると校長が認める者にスポーツ優秀賞を贈る。

- ①全国大会及び全国選抜大会において団体（チーム）4位以内、個人8位以内の成績を収めた者。
- ②上記①において、団体（チーム）に対する表彰は、団体（チーム）のエントリーされた者を対象とする。
- ③全国大会及び全国選抜大会とは、全国高体連の主催又は共催する大会をいう。

(2) スポーツ優秀特別賞

基準は以下のとおりとし、学業、品性等この表彰に値すると校長が認める者にスポーツ優秀特別賞を贈る。

- ①日本代表として世界レベルの国際大会に出場した者。
- ②日本新記録（タイ記録）又は日本高校新記録（タイ記録）を樹立した者。
- ③上記①において、団体（チーム）に対する表彰は、団体（チーム）のエントリーされた者を対象とする。
- ④第3条（1）のスポーツ優秀賞対象団体（チーム）及び個人は除く。

(3) 模範競技者・模範競技団体賞

要領については別に定める。（別表 1）

(4) 功労者表彰

基準は以下の通りとする。

- ①会長・副会長の職にあった者がその職を辞したとき。
- ②県高体連の役員（県高体連規約第 7 条による）、専門部長、専門委員長の職に10年以上あった者が退職するとき。（但し、部長、委員長を経験した者にあっては、職歴に専門委員の年数を加算して10年以上とみなすことができる）
- ③全国高等学校総合体育大会、全九州高等学校体育大会において、上位の成績を複数回修めた指導者が退職するとき。
- ④上記の者に対しては、職を辞した次年度最初の理事会において表彰する。

第 4 条 本賞は本連盟加盟校長又は専門部から推薦された者を常任理事会で選考し、承認を受ける。

第 5 条 この規程は平成 30 年 3 月 16 日より改正施行する。

(別表1)

佐賀県高体連模範競技者及び模範競技団体表彰要領

1 目的

佐賀県高等学校体育連盟（以下県高体連）は、全国高等学校体育連盟（以下全国高体連）が定めた「競技者及び指導者規程」の競技者の在り方に則り、模範的な実践を行っている競技者及び団体に対し、高体連模範競技者及び模範競技団体表彰を行うことで、県高体連のさらなる発展に資することを目的とする。

高等学校競技者の在り方（全国高体連）

1. 高等学校生徒としての本分を守りフェアプレイの精神に徹する。
2. スポーツ活動をとおして自己研鑽に努める。
3. 競技規則はもとより社会生活におけるルールを遵守する。
4. スポーツをとおしてお互いの友情を深めるとともに奉仕活動にも参加する。
5. スポーツを行うことによって物質的利益を受けない。
6. スポーツで得た名声を利用しない。

2 対象及び基準

●模範競技者賞

上記、高等学校競技者の在り方に則り、優秀な学業成績を修めたり、社会貢献活動を自ら実践したりするなど、特に他の生徒の模範となる者とする。但し、対象学年は、第3学年（定通制は4学年）とし、スポーツ優秀賞被表彰者以外の生徒から各学校1名以内推薦できる。

●模範競技団体賞

上記、高等学校競技者の在り方に則り、3年以上継続的な社会貢献活動を実践しているなど他の部活動の模範となる団体とし、各学校から1団体以内推薦できる。

なお、当分の間、受賞回数は、1団体1回限りとする。

3 選考方法及び受賞者数

各学校から提出された推薦書をもって常任理事会において選考し、承認する。

なお、受賞者数については次のとおりとする。

模範競技者賞 受賞者数 … 各学校1名以内
模範競技団体賞 受賞団体 … 全体から1団体以内

4 推薦書

推薦書は、様式第1号、2号のとおりとする。

推薦書の提出期限は、県高体連が別に定める日までとし、その提出部数は1部とする。

5 表彰

模範競技者、模範競技団体への表彰は、年度内に各学校において行う。

附 則

- 1 この要領は、平成23年度から適用する。
- 2 この要領は、平成30年3月16日より一部改正し適用する。